

# 上市町ゼロカーボンシティ戦略策定事業支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 業務名称

上市町ゼロカーボンシティ戦略策定事業支援業務

### (2) 目的

令和4年（2022年）12月16日に上市町議会において宣言した2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に取り組むにあたり、長期目標としての2050年を見据え、脱炭素に向けた取組を総合的に推進するため、上市町における再生可能エネルギー導入計画を策定し、その後、同計画を基にした地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改訂するなど、脱炭素・持続可能な社会の構築に向けて具体的施策等を検討することを目的とする。

### (3) 内容

別紙「上市町ゼロカーボンシティ戦略策定事業支援業務委託仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結の日から令和6年1月12日まで

## 2 委託料上限額

10,505千円（消費税および地方消費税を含む。）

## 3 契約の方法

### (1) 契約締結候補者の選定方法

価格のみによる競争では本業務の目的が達成できないため、プロポーザル方式によって契約締結候補者をする。

### (2) 契約事業者の決定

契約締結候補者と仕様等について協議を行い、協議が調った時点で当該候補者を契約事業者に決定し、随意契約を締結する。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 当該業務を適切に実施できる法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平

成11年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

カ 法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

キ その他、契約者として適切であると認められる者であること。

ク 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成員は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(ア) 構成員は、上記ア～クのすべての要件を満たしていること。

(イ) 構成員間で共同企業体に関する協定を締結し、代表の構成員を選定のうえ、その他の構成員が代表構成員に次の事項に関する権限を委任していること。

- ① 本プロポーザル及び見積りに関する権限
- ② 契約締結に関する権限
- ③ 委託料の請求及び受領に関する権限

## 5 スケジュール

募集開始 (町ホームページ掲載)	令和 5 年 3 月 22 日 (水)
質問書の提出期限	令和 5 年 3 月 29 日 (水) 午後 5 時
質問書の回答	令和 5 年 4 月 3 日 (月)
企画提案書等提出期限	令和 5 年 4 月 14 日 (金) 午後 5 時
プレゼンテーション等の実施 選定結果通知・契約締結	令和 5 年 4 月下旬 (予定)

## 6 質問・回答

質問がある場合は、質問書兼回答書 (様式第 1 号) に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し、提出期限までに提出先へ送信すること。

なお、電子メールの件名は「ゼロカーボンシティ戦略策定事業支援業務委託に関する質問 (提出者名)」とし、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行うこと。

また、質問受付期間以外の質問及び口頭による質問は受け付けない。

### (1) 提出先

上市町町民課生活環境班 事務担当 浅岡  
TEL:076-472-2315 (直通)  
E-mail: c.kankyou@town.kamiichi.toyama.jp

### (2) 提出期限

令和 5 年 3 月 29 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

### (3) 質問書到着確認の電話受付

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで（但し、祝日を除く。）

### (4) 回答方法

令和5年3月31日(金)までに質問書兼回答書（様式第1号）による回答を質問提出者へE-mailで送信し、併せて質問者匿名で本町ホームページに掲載する。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

次の書類のうち、ア～オは正本1部、カ～クは正本1部、副本5部提出すること。

ア 応募申込書・単独事業者（様式第2-1号）

・共同企業体（様式第2-2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 登記簿謄本又は登記事項証明書等

エ 事業者概要書（様式第4号）

オ 共同企業体協定書（様式任意）の写し

共同企業体の場合のみ提出すること。

カ 受託実績書（様式第5号）

キ 企画提案書（様式任意）

実施体制図、工程表を含むこと。

ク 見積書（様式任意）

見積金額は税込額とし、消費税、内訳及び収支が分かるよう記載すること。

※ 令和5年度の上市町競争入札参加資格者名簿に登録のある者については、上記ウ、エの提出を省略することができる。

※ 共同企業体の場合、上記イ～エはすべての構成員分を提出すること。

### (2) 提出先及び問合せ先

上市町町民課生活環境班 事務担当 浅岡

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地

TEL：076-472-2315（直通）

E-mail：c.kankyou@town.kamiichi.toyama.jp

### (3) 提出期限

令和5年4月14日(金)午後5時まで（必着）

### (4) 受付時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで

### (5) 提出方法

提出書類を持参又は簡易書留で郵送すること。

なお、持参される場合は、事前に上市町町民課事務担当者へ日時をご連絡すること。

## 8 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

本町職員で構成する審査委員会が企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、審査員の評価点数の合計が最高得点であった提案者を契約締結候補者に決定する。

ただし、審査での得点が評価点合計の5割を満たさなかった場合は、最高得点であっても契約締結候補者とししない。

### (2) プレゼンテーション

場 所 別途電子メールで通知する。

日 時 別途電子メールで通知する。

提案時間 プレゼンテーション 20 分、選定委員からの質疑 10 分

各提案者の開始時刻は、プレゼンテーションの前日までにご連絡する。

その他 ・提案者の出席は3名以内とし、プレゼンテーションに必要な機器を持参すること。ただし、プロジェクターと投影用スクリーンは、本町が用意する。

・感染症対策の観点から、オンラインでの実施に変更する場合がある。

### (3) 審査基準

項 目		観 点	配点
1	同一・同種業務及び類似業務の業務受注実績評価	他の地方公共団体等との同一・同種業務及び類似業務の業務受注実績数	10
2	見積額	費用対効果は高いか	5
3	提案内容に関する評価	基礎情報及び再生可能エネルギーのポテンシャル収集・整理及び調査に関する提案	20
		温室効果ガスの排出削減（再生可能エネルギー導入を含む）ための取組の調査・分析に関する提案	
		目標等の設定、脱炭素社会実現に向けた検討に係る提案	
4	業務推進体制等	業務への取り組み体制	15
		業務責任者及び担当者の業務遂行能力	
5	業務行程の妥当性・効率性	詳細スケジュール作成について、適切で具体的な提案がされているか	20
		作業項目と業務フロー整理について、適切で具体的な提案がされているか	
6	提案全般について	本業務の趣旨を理解し、適切な提案が示されているか	20
		仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がされているか	
		業務提案書が分かり易く、説得力があるか	

7	プレゼンテーション (質疑応答も含む)	プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか。 質疑への応答は適切であるか	10
		業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか	
		合計	100

※ 審査内容は非公開とする。

## 9 審査結果

審査結果は、全応募者に文書で通知する。

なお、審査結果の通知は、評価の結果、契約締結候補者として決定された事実を通知するものであり、本業務の委託事業者として決定するものではない。本通知後、本町と契約締結候補者との間で契約締結に向けた内容（仕様及び契約金額等）の協議を行う。

## 10 契約方法

審査で決定した契約締結候補者と本町で契約内容（仕様及び契約金額等）の詳細について協議を行った上で、随意契約を締結する。

したがって、契約内容については、採択された企画提案から変更が生じる場合がある。

## 11 留意事項

- ・ 本プロポーザルは、一般社団法人地域循環共生社会連携協会が公募した環境省の補助事業である「令和4年度第2次補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入の脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」の採択を前提に行う準備行為であり、不採択となった場合、本件は提案を募集したことに留まり、事業化しないものとする。また、採択となった場合であっても、契約等の手続きは同補助金の交付決定後に行う。
- ・ 企画提案については1社につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・ 企画提案が本実施要項に適合していない場合は、失格とする。
- ・ 企画提案に関して、談合等の不正行為があった場合や審査の公平性を害する行為があった場合、著しく審議に反する行為等があったと審査委員会が認めた場合は、失格とする。
- ・ 応募者が1社であった場合でも、本プロポーザル（プレゼンテーション審査）を実施し、本実施要綱に定める審査方法に従って契約締結候補者を決定する。
- ・ 企画提案書は任意の様式とし、A4判、片綴じ、横書き、片面印刷とする。A3判を用いる場合は、A4に折り込むこと。
- ・ 提出書類の様式は、本町ホームページからダウンロードすること。
- ・ 本業務の提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ・ 国の補助金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。
- ・ 提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合がある。
- ・ 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、上市町情報公開条例に基づき開示等を行う場

合がある。

- 提案書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。